

(案)

湖南省景観計画（案）に係るパブリックコメントの意見等とその対応について

1. 意見募集期間 平成 26 年 9 月 3 日（水）から平成 26 年 9 月 23 日（水）まで
2. 意見の件数 4 件（4 人）
〔内訳〕
- (1) 原案を修正するもの・・・ 1 件
 - (2) 原案には反映できないもの・・・ 2 件
 - (3) 既に原案に記載済みのもの・・・ 0 件
 - (4) その他・・・ 1 件

| 意見・提案の内容 | 対応方針（市の考え方） |
|---|---|
| <p>「景観を考える市民評議会」発足の提案</p> <p>湖南省景観計画の実現のためには、市民の積極的な参画が重要です。優れた景観を育て上げるためには、市民自らの生活や生産の舞台に如何に切実な思いを抱くかによります。</p> <p>「民意を如何に取り込むか。」</p> <p>見ず知らずの市民が事前に“景観”とは何かを学び自分の意見を述べ、他の意見とも摺合せながら、行政の提案をより具体的にまとめていく、強い意見を持たない普通の市民が立場や利害を越えて思わぬ発想をする「市民評議会」の発足を提案します。</p> | <p>【原案を修正します。】</p> <p>ご提案いただいた「景観を考える市民評議会」に相当するものとして、湖南省景観条例第 8 章において、景観形成に関する事項を調査審議するための機関として「湖南省景観審議会」の設置を位置づけ、現在 13 名の委員の方々により、湖南省独自の景観まちづくりの取り組みや必要な制限について検討を重ねていただいております。</p> <p>委員の選出にあたっては、景観の専門家として大学教授や湖南省で活躍されている建築家、写真家、画家の方々や各種団体の代表者に加え、公募による市民の方にも就任をお願いしています。今後は、公募の枠を広げ市民の皆さんが、より積極的に景観まちづくりに参加できる環境づくりに努めます。</p> <p>また、景観法第 11 条「住民等による提案」では、住民等が景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができるとされており、湖南省景観条例の一部改正において、良好な景観形成の推進として「景観形成市民団体の認定等」の位置づけを予定しております。湖南省景観計画においても第 6 章 実現に向けて「2 市民が主役の景観づくりを促進する施策」中に「景観形成市民団体の認定」を明記し原案の修正を行い、市内各地域のニーズに合った景観まちづくりを推進しま</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>す。</p> <p>併せて、今後も継続的に市民の積極的な参画を推進し実効性の高い景観まちづくりとするため、ワークショップや懇談会、景観シンポジウム等を開催し、積極的に市民に対する意識啓発の推進に努めます。</p> |
| <p>屋外広告物（案）の面積と地上高の変更</p> <p>1. 屋外広告物の面積を3㎡以下を5㎡以下に改正 理由：①3㎡では車中から小さくて見づらい ②既存の屋外広告物は、ほぼ5㎡以下である ③5㎡の大きさは、他市と比べても小さく景観を阻害するものではない</p> <p>2. 地上高4.5m以下を屋外広告物の高さを2m以下とし脚部の高さは含めないに改正（又は国道1号バイパスの路面から4.5m以下とする） 理由：台風などで倒れない程度の脚高さは、景観を阻害するものではない。</p> <p>国道1号バイパス沿いの屋外広告物は、市外・県外から来たお客様が買い物や食事などする際に分かりやすい地図の役目をしてドライバーの安全と市内の店の活性化につながっている。 近隣市の基準より極端に厳しくする必要がない。</p> | <p>【原案のとおりとします。】</p> <p>湖南省の屋外広告物については、現在「滋賀県屋外広告物条例」に基づき許可や是正指導を行っています。</p> <p>湖南省景観計画（案）では、「野洲川及び国道1号バイパス周辺地区」を重点地区とし、国道1号バイパスを利用する人々に沿道の優良農地の広がりを印象付け、良好な景観づくりを行なう為、国道1号バイパス沿道においては、屋外広告物の誘導を重点的に進めることとしています。</p> <p>将来的な「湖南省屋外広告物条例」の制定を視野に早い段階であるべき姿を「努力基準」として湖南省景観計画に示しています。</p> <p>基準については「滋賀県屋外広告物条例」において、琵琶湖の周辺における重点地域と同様の基準を採用しており、特段厳しいとの考えは持っておりません。</p> |
| <p>本質的には「景観計画」全体にわたりますが、主に28ページの「景観重要樹木の指定の方針」と、34～36ページの「実現に向けて」が該当します。</p> <p>コバノミツバツツジは、湖南省全体、とりわけ菩提寺の山野に小さい株まで入れると万を超える本数が自生していると思われ、4月のソメイヨシノが満開になった後1週間ほどで満開になり、地域を赤紫に染めます。地元ではヤマツツジと呼ばれていますが、標準和名はコバノミツバツツジです。竜王町や合併前の旧野洲町の花でもあります。かつては芝刈の芝として多く自生していましたが、近年、山の手入れが行き届かず、少なくなってきました。周りの木を刈ると、見事なまでに木全体に花をつけます。筆者は、20年前に当地に転入してすぐに、まわりの雑木を刈り、翌年からは毎年4月に20株以上のコバノミツバツツジの花を毎年</p> | <p>【原案のとおりとします。】</p> <p>景観重要樹木の指定の方針については、原案のとおりとし、指定にあたっては、湖南省景観審議会や関連分野の専門家などから意見を聴き、該当樹木の所有者の同意を得た上で、指定を行い、適切に維持継承していきます。</p> <p>また、“ほっ”と和めるふるさと「こなん」の実現に向けては、良好な景観づくりを着実に進めるため、市民の景観に対する意識の啓発や市民主体の景観まちづくり活動を支援する施策、地域の景観特性に応じた独自のルールづくりの支援を行います。</p> <p>また、景観づくりの目標及び基本方針では、「風土を構成する自然景観の美しさを守る」を目標とし、基本方針に山地・丘陵地の緑の保全を掲げております。この目標・方針のもと、個別施策とし</p> |

楽しんでできました。

コバノミツバツツジは、「甲西町史」の中では、植物の中で最初に記述があります。また、今春の「議会だより第38号」の表紙も飾っています。平成27年3月～4月には、市立図書館において、空撮も含めたコバノミツバツツジの写真展を行う予定です。

私ども「コバノミツバツツジの郷づくり」のプロジェクトでは、平和堂財団の助成を受けて、地域の住宅地の庭、川の土手、小学校の法面で、自生種で、美しく、手入れが容易なコバノミツバツツジを植樹・育樹することを通じて、菩提寺らしい景観を守り、次世代に継承するとともに、美しい景観づくりを通じて菩提寺地域への愛着と誇りを醸成するとともに、住民が豊かさを実感できるまちづくりを推進しています。小学校や地域で、子どもたちとともに、播種、育樹を行っています。これを実現するために、以下の対応を願います。

記

1. 自生種でなく、歴史的ななじみがはっきりしない市の花のサツキを、安易に植樹しないでほしいです。一説によると、甲賀郡の多くの旧町では、ツツジ類全体をサツキと呼び、ツツジ類全体を保全するために町の花に採用したと伝え聞いたこともあります。ツツジ類の自生種の、コバノミツバツツジ、モチツツジを尊重してください。
2. 宝くじなどの各種の補助で配布するツツジ科の苗木は、安易な園芸種やサツキだけに限定して配布せず、コバノミツバツツジ、モチツツジなどの自生種を選択できるようにしてください。苗木を業者から買うのではなく、今後、我々が育てているコバノミツバツツジ、モチツツジの苗なども含めて、購入して、地域での自主的な緑化による景観醸成を支援してください。
3. イノシシが河川の堤防の法面を荒らして壊しており、これを防ぐために、真砂土でも根が強く張る自生種のコバノミツバツツジの植え込みが役に立ちます。堤防の法面は一斉清掃時に防犯・衛生などの面から草を刈っていますが、コバノミツ

て各区に緑化苗木を配布し、緑化促進として生活環境の緑づくり事業を推進しております。配布する緑化苗木については、市の花であるサツキだけを限定せず約100種類の中から地域の要望に応じて配布しております。

地域の景観特性に応じた取り組みの一環として、自治会や一定の地域を限定して独自の景観づくりを進める「近隣景観協定」を締結し、緑豊かで良好な街並み形成の推進に努めます。

いただいたご意見を踏まえ、良好な景観を誘導する施策の検討にあたっては、景観づくりの基本方針に示す目標・方針のもと、景観審議会や関連部署と連携を図り、実効性の高い施策の推進に努めます。

| | |
|---|---|
| <p>バツツジが育ってくると、上部を大刈込するだけで、草刈りの手間も省けます。堤防を守り、管理が楽で、美しく咲き誇り、地域への愛着を生み出すコバノミツバツツジの植樹・育樹を市民が主役の景観づくりを促進する施策と位置付け、市では良好な景観を誘導する施策を推進してください。</p> | |
| <p>P33 占用許可等の基本方針</p> <p>野洲川（景観重要公共施設）について 河川敷の利用として先般開催された「あげあげサミット」を大きくアピールし、イベント用施設の充実を図る必要があると思います。</p> <p>娯楽施設や商業施設等の会場整備を要望します。</p> | <p>野洲川の景観法第8条第2項第4号ハ関係の占用等の許可基準については、野洲川親水公園など市民が利用するオープンスペース及びその周辺における占用、工作物の設置に際して、周辺景観との調和、良好な景観づくりへの配慮を誘導する為、定めるものです。</p> <p>河川内にイベント施設や娯楽施設、商業施設と云った施設を建設することは、河川法により制限がありますので、会場整備はできません。</p> |

